

現場説明書

一般的事項 1

平成23年10月11日改正

1 仕様書の適用について

この契約において適用する仕様書は、特に定めのない限り「鳥取県土木工事共通仕様書」（平成19年3月30日付第200600195469号県土整備部通知）とする。

2 法令等の遵守について

- (1) 建設業法、労働安全衛生法等の各種関連法令を遵守し、法令に抵触する行為は行わないこと。
- (2) 建設業からの暴力団排除の徹底について
 - 1) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - 2) この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。
- (3) 工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者及び監理技術者をいう。）は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。

3 下請関係の適正化について

- (1) この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は「建設産業における生産システム合理化指針」（平成3年2月5日付建設省経構発第2号建設省建設経済局長通知）及びその趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、合理的な下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立、下請における雇用管理等の指導等を行い同指針の遵守に努めること。
- (2) 請負者は、100万円以上の下請契約を締結した場合は「建設工事の下請報告について」（平成20年3月28日付第200700193464号）に基づき、下請施工体系図を提出しなければならない。
- (3) 「鳥取県低入基準価格及び最低制限価格設定要領」（平成19年8月15日付第200700071998号県土整備部長通知）第5条に規定する低入基準価格を下回る金額でその工事を落札した請負者（共同企業体として落札した場合にあっては、そのすべての構成員とする。）は、工事の一部を第三者に請け負わせたときは、その下請契約一件ごとに別に定めるところにより建設工事執行状況報告書を作成し、当該工事の完成検査結果の通知日から20日以内に発注者へ提出しなければならない。
- (4) 工事の一部を第三者に請け負わせる場合、又は工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、県内業者と契約すること。ただし、技術的に施工できる県内業者がない工事等を請け負わせ、又は委託する場合、あるいは県内業者で施工できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、この限りでない。
- (5) この契約に係る工事の適正な施工体制を確保するため、請負者は、「鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領」（平成16年3月11日付管第2313号鳥取県県土整備部長通知）に基づく調査に協力すること。
また、請負者は下請業者を使用する場合に当たっては、当該下請業者に対し当該調査に協力するよう指導すること。
- (6) 建設業退職金共済制度への加入等
 - 1) 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請を含むすべての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、林業退職金制度のいずれかに既に加入済みで、建退共に参加することができないと認められる場合は、この限りでない。
 - 2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。
 - 3) 請負業者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

現場説明書

一般的事項 2

平成23年10月11日改正

4 労働安全衛生の確保について

労働災害のリスク低減のため、「建設工事における労働災害防止のためのリスクアセスメント等について」（平成23年9月30日付第201100099979号県土整備部長通知）に基づくリスクアセスメント等に積極的に取り組むこと。

5 建設資機材の使用について

- (1) 工事に使用する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」（平成22年1月20日付第200900157785号県土整備部長通知）に基づくリサイクル製品がある場合は、原則これを使用すること。
- (2) リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。
 - 1) 県内産の資材がある場合は、県内産の資材を使用すること。
 - 2) 県外産の資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「県内販売業者」という。）から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。
- (3) 建設機械の使用について
 - 1) 施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。
 - 2) 排出ガス対策型建設機械の使用については、「排出ガス対策型建設機械の使用基準について」（平成17年11月15日付第200500080172号県土整備部長通知）によること。
 - 3) 工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む）又は建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用しないこと。

また、県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講ずること。
- (4) ダンプトラック等による運搬について
 - 1) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。
 - 2) 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにするなど違法運行を行わせないようにすること。違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (5) 工事請負代金額500万円以上の工事については、工事完了後に鳥取県資材集計システム（<http://db.pref.tottori.jp/ShizaiSyukei.nsf/>）の登録を行い、監督員に承認を得ること。

6 リサイクルの促進について

建設リサイクル法、「鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領」（平成22年9月13日付第201000087971号県土整備部長通知）に基づき建設副産物のリサイクル等に努めること。

現場説明書

特記事項 1

平成23年10月11日改正

仕様書	①平成24年1月1日時点で最新の仕様書によること。 仕様書の改定状況は http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45147 を参照すること。
工程	<p>①（他工事等との調整） については、 と関連するので相互の連絡調整を密に すること。</p> <p>②（部分完成、着工保留） については、 まで （すること、しない こと）。</p> <p>③（施工時間） 第324号赤松川河川災害復旧1号工事 の施工時間は、 8：30～17：00 とする。</p> <p>④（施工時期選択制度） この工事には、施工時期選択制度を適用する。工事完成期限は 年 月 日までとし、 実工事期間は 日間とする。 なお、契約締結日から着工日前日までの間に資材の搬入、仮設物の設置等の工事の着手を 行ってはならない。</p> <p>⑤（鋼材の調達遅れによる工期の延長） この工事の工期には、鋼材調達期間として、 ヶ月を見込んでいるが、請負者の責に 帰することができない事由により鋼材の調達が遅れ、 工期内に工事を完成することができな い場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができ る。</p>
用地関係	①（用地、物件等未処理） 本工事区間の には がある ので、監督員と打合せのうえ 施工を行うこと。 なお、 頃 の予定である。
支障物件	①（埋設物等の事前調査） 工事に係る地下埋設物等の事前調査については、 〔未調査・調査済み〕 である。 ②（支障物件） の施工に当って、 が支障となっているが、 までに移設が完了する見込である。 予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。 ③（立木の置き場所） 工事用地内の立木は伐採し、 に置くこと。
公害対策	
安全対策	①（交通安全施設等） 一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。 なお、交通整理の必要日数として 日を見込んでいる。配置人員として、交通誘導員A を合計 名（交替要員〔有り・無し〕）、交通誘導員Bを合計 名（交替要員〔有り・ 無し〕）見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。 警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は 以下のとおりとする。 交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に 関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係 る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。また、交通誘導員Bとは、警備業法第2 条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者をいう。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安 全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置していることとみなす。

現場説明書

特記事項 2

排水濁水処理	<p>① (濁水処理) 工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。 なお、これにより難しい場合は別途協議すること。</p>
建設副産物の処理	<p>【建設発生土 (処理)】</p> <p>① (他工事等流用) 建設発生土は、市・町・村 地内の 工事現場に運搬 (片道運搬距離 km) するものとする。</p> <p>② (建設技術センター) 建設発生土は、市・町・村 地内のセンター事業所に運搬 (片道運搬距離 km) するものとする。なお、処理費として1㎡当り 円をセンターに支払うこと。</p> <p>③ (民間残土受入地) 建設発生土は、<u>琴浦</u> 市・町・村 <u>平和</u> 地内の <u>岸田牧場用地</u> に運搬 (片道運搬距離 <u>10</u> km) するものとする。なお、処理費として1㎡当り <u>円</u> を <u>岸田牧場用地</u> に支払うこと。</p> <hr/> <p>【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材 (処理)】</p> <p>④ (分別解体等) コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。その方法は、別表のとおりとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。</p> <p>コンクリート塊 1㎡当り 円 アスファルト塊 1㎡当り 円 建設発生木材 1㎡当り 円</p> <p>⑤ (他工事等流用) (Co雑割材) は、市・町・村 地内 工事で使用するものとする。</p> <p>⑥ (再資源化施設へ搬出) コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生资源として、下記の再資源化施設等への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。</p> <p>再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとに manifests を発行するものとする。</p> <p>なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。</p> <p>(施設の名称・受入れ費用) コンクリート塊 市・町・村 地内の (運搬距離 km)、費用 1 t 当り 円 アスファルト塊 市・町・村 地内の (運搬距離 km)、費用 1 t 当り 円 建設発生木材 市・町・村 地内の (運搬距離 km)、費用 1 t 当り 円 その他 市・町・村 地内の (運搬距離 km)、費用 1 t 当り 円</p> <p>(受入れ時間帯) 8時～17時 (平日)</p> <p>(受入れ条件) ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。 イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。 ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径 cm以下、長さ mm以下であること。 エ 2次公害発生の恐れのある物質 (廃油等) を含まないこと。</p> <p>⑦ (木材市場等へ売却) 建設発生木材は、市・町・村 地内の への搬出 (片道運搬距離 km) を想定し 円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合は理由を付して協議すること。</p> <p>⑧ (最終処理等) については、市・町・村 地内の産業廃棄物処理場への搬出 (片道運搬距離 km) を想定し、その費用として1 t 当り 円を見込んでいる。</p> <p>これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。</p> <p>産業廃棄物処理業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとに manifests を発行するものとする。</p> <p>⑨ (産業廃棄物の処理に係る税) 産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、 円見込んでいる。</p>
<p>現場説明書 特記事項 3</p>	

~~⑦ (技能士常駐) 本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書に基づく技能士常駐対象工種が含まれており、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。~~

~~1) 技能士種別： 技能士、該当工種： 工、仕様書根拠： 1 頁~~

~~2) 技能士種別： 技能士、該当工種： 工、仕様書根拠： 1 頁~~

~~3) 技能士種別： 技能士、該当工種： 工、仕様書根拠： 1 頁~~

~~⑧ (電子納品) 本工事は、電子納品対象工事であるため「鳥取県土木整備部電子納品運用ガイドライン」に従い適正に納品すること。~~

~~⑨ (情報共有システム)~~

~~本工事は、情報共有システムを実施する予定としており、その費用として以下のとおり見込んでいるが、実施するかどうかは発注者と協議の上決定すること。~~

~~システム利用料 月分、 円~~

~~なお、システム利用料を見込んでいない場合でも、監督員と協議の上、情報共有システムを実施することができる。この場合、設計変更の対象とする。~~

~~実施する場合には「工事施工中における情報共有システム実施要領」及び「工事施工中における情報共有システム運用マニュアル」に従い、適正に実施すること。~~

そ
の
他

※ 明示する項目を___部分に記入または追記し、不要部分は-で削除して使用すること。